

東かがわ市告示第**9 1**号

東かがわ市予防接種事故災害補償規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年6月**6**日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市予防接種事故災害補償規程の一部を改正する告示

東かがわ市予防接種事故災害補償規程（平成15年東かがわ市告示第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(補償基準及び補償金額)	(補償基準及び補償金額)
第5条 略	第5条 甲は、次の基準と金額に基づき補償を行う。
(1) 略	(1) 略
(2) 略	(2) 補償金額
ア 死亡の場合（「死亡補償金」という。） <u>4,800万円</u>	ア 死亡の場合（「死亡補償金」という。） <u>4,670万円</u>
イ 障害の場合（「障害補償金」という。）	イ 障害の場合（「障害補償金」という。）
予防接種法施行令の障害等級1級の場合 <u>4,800万円</u>	予防接種法施行令の障害等級1級の場合 <u>4,670万円</u>
予防接種法施行令の障害等級2級の場合 <u>3,196万円</u>	予防接種法施行令の障害等級2級の場合 <u>3,109万6千円</u>
予防接種法施行令の障害等級3級の場合 <u>2,439万9千円</u>	予防接種法施行令の障害等級3級の場合 <u>2,373万9千円</u>
ただし、甲は「死亡補償金」と「障害補償金」を重複しては給付しない。	ただし、甲は「死亡補償金」と「障害補償金」を重複しては給付しない。

附 則

この告示は、令和7年6月6日から施行し、令和7年4月1日から適用する。